新刊書紹介

標準必須特許ハンドブック

～世界の FRAND 判例から流れを掴む～

日本国特許庁は昨年 6 月、標準必須特許をめぐる紛争の未然防止と早期解決のために「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表した。

この手引きは、無線通信分野の標準規格の実施に必要な特許（SEP）のライセンス交渉の透明性や予見性を高め、関係当事者間の交渉を円滑化することを狙いとするもの。

SEP は、通常特許と異なり、権利行使が制約されている。SEP 保有者が合理的な条件でライセンスすることを標準化機関に約束し、SEP を使用しないと規格実施者は市場に参入できない―ことなどがその理由である。そのため、SEP をめぐる訴訟は世界中で展開されている。

このような世界規模で行われている SEP 問題を本格的に論じた本書は、3 部構成となっている。第 1 部は、SEP 問題の理解のための 6 つの基本事項の説明。「標準化機関と IPR ポリシー」、「SEP の取り扱いに関する各国ガイドライン」、「パテントプール」、「侵害差止めの法理」、「合理的実施料の算定方法」、「米国における SEP に関わる侵害品の水際対策」が詳細に解説されている。

第 2 部は、米国、欧州、アジアでの SEP 判決例 32 件と EU の SEP ガイドラインの説明。具体的には、米国判例として「アップル対サムスン事件」を筆頭に 14 件の争訟を取り上げる。欧州では「ファーウェイ対 ZTE 事件」の他、7 件。アジアでは日本の 2 件、中国の 2 件、韓国の 2 件、インドの 1 件の計 8 件を取り上げて解説する。

第 3 部は用語解説。第 II 部で取り上げた事案で議論された法律用語や専門用語を解説する。用語の一例として、Wi-Fi 規格についての解説を引用してみよう。

「IEEE が策定した無線 LAN 規格である IEEE 802.11 に関する登録商標および認証の名称。IEEE が策定した無線 LAN 規格は、技術仕様が比較的緩やか（曖昧）に定められていたため、当初は同規格に準拠した機器同士であっても相互接続性が確保されておらず、技術・製品普及の障害となっていた。そこで、有志企業により機器間の接続性を認証する団体として WECA（後に Wi-Fi Alliance に改称）が設立され、相互接続に関する試験方式等が整えられた。この接続性試験をパスした製品のみが Wi-Fi 製品を名乗ることができる。」

執筆は、本誌で米最高裁判例を連載している藤野仁三氏（元東京理科大学専門職大学院教授）と彼が主宰する FRAND 研究会のメンバー6 名が担当。

今般、弁理士法が改正され、標準問題が弁理士業務の一つとなった。本書は、弁理士にとっては必携の一冊といえよう。

[紹介書書誌事項]
標準必須特許ハンドブック
編著者：藤野仁三
著　者：FRAND 研究会
（発行：一般社団法人　発明推進協会 2019 年 8 月 31 日　A5 版 424 頁　税込価格 3,780 円）